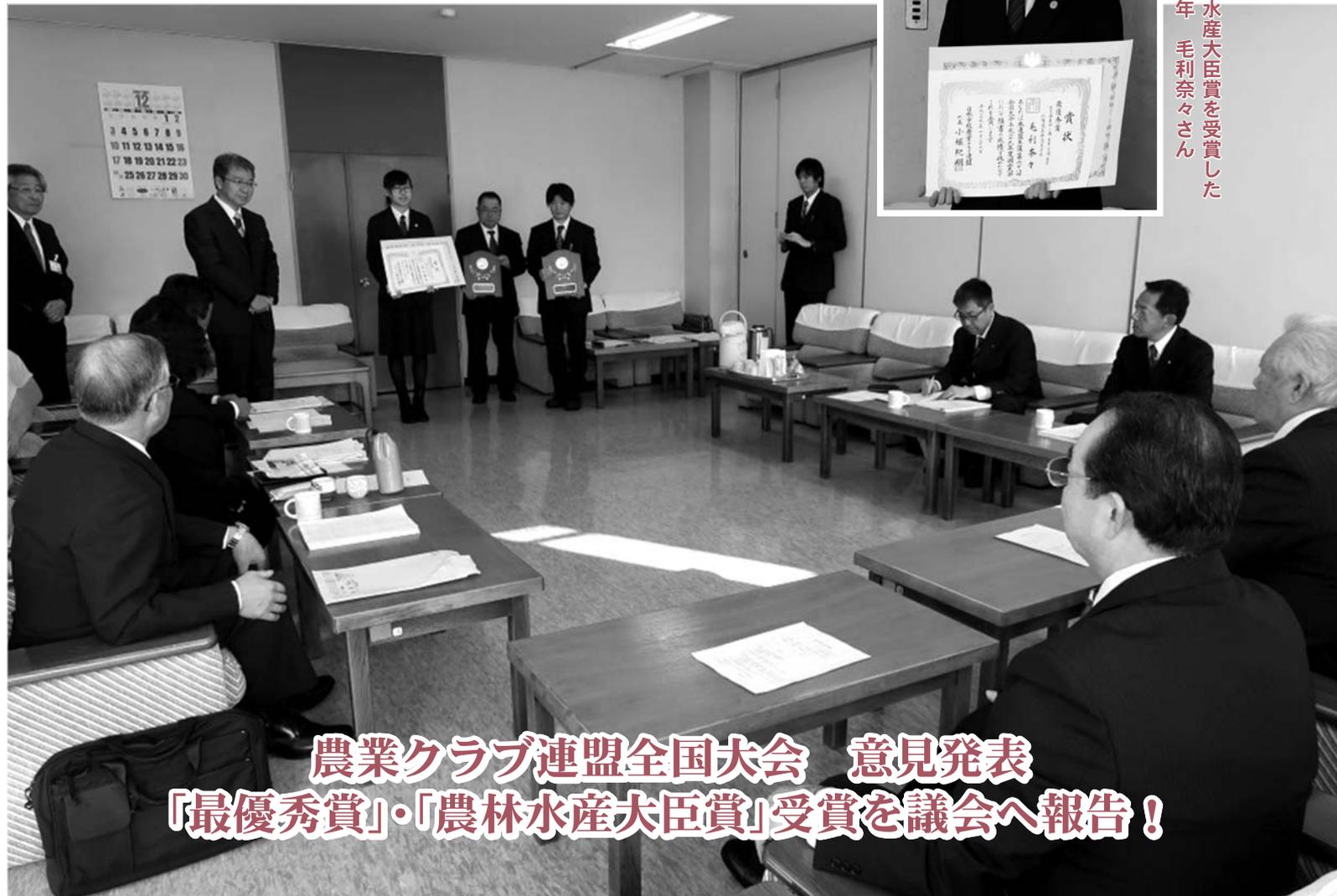




最優秀賞・農林水産大臣賞を受賞した
真狩高校3年 毛利奈々さん



農業クラブ連盟全国大会 意見発表
「最優秀賞」・「農林水産大臣賞」受賞を議会へ報告！

<主な内容>

平成29年第4回定例会

- ・行政報告……2
- ・一般質問……7
- ・審議結果……13

2

決算特別委員会

平成29年第3回臨時会

総務産業常任委員会

議会活動

15

16

17

20

平成29年 第4回 定例村議会

定例会の概要

平成29年第4回定例村議会は、12月14日に招集され、会期を2日間と決めた後、村長の行政報告、教育長の教育行政報告、3名の議員による4項目の一般質問、各会計決算認定6件、専決処分の承認1件、条例の一部改正5件、規約の変更1件、一般会計及び特別会計補正予算6件、村道路線認定1件を審議し、いずれも原案のとおり可決し、15日閉会しました。

行政報告

佐々木村長

農作物収量は平年並みながらも、価格は低迷

農畜産物の生産状況

本年は融雪が早まり、春耕期の植付・播種作業は順調に進んだものの、6月の低温や、8月中旬の日照不足、低温により各作物の生育への影響が懸念されました。

収穫期には、9月18日の台風18号の暴風雨の影響でデントコーンやスイートコーンの倒伏、屋根トタン剥がれなど、今年も厳しい気象条件の中にあっても、農業者各位の営農への努力により、基幹作物の品質・収量は、平年並みからやや上回る結果となりましたが、市場価格は安値相場で推移し本年度の農業粗生産額は、前年度を下回る見込みです。

作物別では、馬鈴しょの収量は上回りましたが農協販売額は前年を下回る見込みです。てん菜は、前年の収量1ha当たり63.7tを上回る64.6t、糖分も前年16.6%を上回る17.9%

となりました。小麦は、受入数量が1万2476俵で前年を上回りますが、農協販売額は前年を下回る見込みです。小豆の収量は前年を上回り、農協販売額も前年を上回る見込みです。大根の収量は前年を上回りましたが、農協販売額は前年を下回りました。人参は、収量こそ前年並みでしたが、農協販売額は前年を大きく下回る見込みです。ゆり根は、収量及び農協販売額は前年をやや上回る見込みです。生乳生産は前年よりやや下回る見込みですが、農協販売額は前年を上回る見込みです。黒毛和牛販売額は、前年を下回りましたが、畜産全体では、前年をやや上回る見込みです。

農家の皆様には、天候不順、台風災害の中での肥培管理、雨続きによる収穫作業の遅れと大変苦勞されたことと思いますが、1年間のご苦勞に対して、深く敬意を表します。

平成28年度

後志広域連合各会計の決算概要

後志広域連合の平成28年度各会計決算は、去る11月24日に開催された第2回後志広域連合議会定例会において認定されました。

一般会計の決算額は、歳入総額9522万7千円、歳出総額9294万3千円となり、国民健康保険事業及び介護保険事業の各特別会計を合計すると歳入総額152億7601万2千円、歳出総額148億9163万円となりました。

一般会計歳入では、各町村からの負担金が

7819万4千円で82.1%を占め、歳出では総務費が7679万円と82.6%を占め、ネットワーク強靱化構築業務などにより、前年度より6.9%ほど増額となりました。

また、主要な事務である滞納整理事務は、広域連合が引き受けた徴収すべき引受件数は153件、引受税額が1億6757万6千円ありましたが、搜索回数的大幅な強化と差押物件の積極的な公売などにより、1億1196万6千円を収納し、66.81%の徴収率で、前年度対比10.01%上昇しています。

真狩村の引受税額は、5件の70万3500円に対して、収納額64万2800円となり、91.37%の徴収率となりました。引き続き、広域連合と連携し、滞納額の圧縮に努めます。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額93億2808万1千円、歳出総額91億2250万8千円となりました。歳入では、各町村からの分賦金は、26億4727万7千円で全体の28.4%を占め、歳出では医療費である保険給付費は50億4030万8千円で、55.3%を占めており、前年度より3億3413万8千円の減額となりました。

真狩村分は、歳入合計が4億7496万5千円で、うち国民健康保険分賦金が1億3048万9千円となりました。歳出合計は4億5408万3千円で、うち保険給付費は2億6270万6千円

で前年度から858万5千円の減額となりました。

医療費は、被保険者数の減少により減額の傾向にありますが、季節性疾患の流行、突発的な疾患など様々な要因の影響を受けるため、今後も安定的な国保運営に向け、保健事業の推進等を通じた医療費の適正化に努めます。

介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額58億5270万3千円、歳出総額56億7618万円となりました。歳入では、介護給付費等に係る町村負担金が8億4227万4千円で全体の14.4%を占め、歳出では、介護サービス費等の介護給付費が、51億9824万3千円で91.5%を占め、介護保険予防事業費等に係る地域支援事業費が、2億2816万3千円となりました。

介護保険料の収入状況は、現年度、過年度合わせて10億7599万4千円で、収納率は98.6%となり、うち、真狩村分は、4315万1千円で収納率は、99.95%となりました。

要介護・要支援認定者は、平成29年3月末で、前年度より28人増の3892人で、うち真狩村の認定者は、4人減の171人となり、介護給付費及び介護予防事業費で、1909万7千円減の2億645万4千円となりました。

高齢者の比率が高まる中、要介護、要支援認定者数も増加しており、本村としても医療や介護のサービスの充実に併せ、地域全体の生活支援体制の強化に努めます。

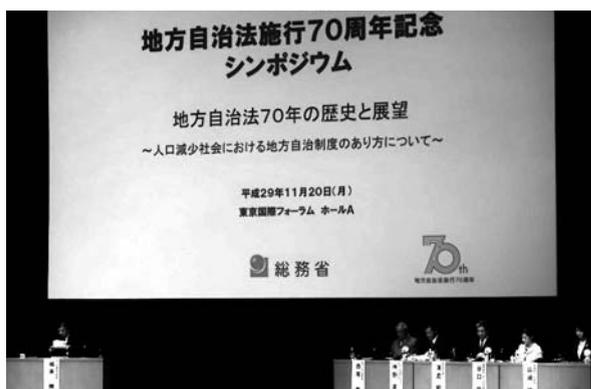
地方自治法施行70周年記念式典

自治体の運営に関するルールを定めた地方自治法の施行から70周年を記念した式典が11月20日、東京国際フォーラムで開かれ、天皇皇后両陛下を迎え、安倍首相ら関係閣僚、自治体関係者ら約3500人が出席する中、私と板敷議長も参加してまいりました。

式典では、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、国歌演奏の後、野田総務大臣の式辞、続いて地方自治の充実や発展に寄与した団体や個人が地方自治功労者として表彰され、両陛下は盛んに拍手を送られておりました。

その後、安倍内閣総理大臣をはじめ、大島衆議院議長、伊達参議院議長、寺田最高裁判所長官から祝辞があり、安倍総理は祝辞で「地方の

活力なくして日本の活力はない。国と自治体は力を合わせて少子高齢化などを克服し、未来を開いていかなければならない」と述べられ、最後に、地方自治体を代表して、全国知事会長京都府知事 山田啓二氏から今後も地方自治法の本旨を体し努力していく旨の決意表明がされました。



両陛下が退場されたあと、東京消防庁音楽隊の演奏を挟んで、シンポジウムに入り、「地方自治法70年の歴史と展望」～人口減少社会における地方自治制度のあり方～をテーマとし、城本勝NHK福岡放送局長をコーディネーターに

神野直彦教授、西尾勝教授、蒲島熊本県知事、谷口尚子准教授、山崎青森県外ヶ浜町長がパネリストとなって、それぞれの立場から意義ある意見が交わされ、記念式典は盛会に終了しました。

教育行政報告

藤澤教育長

真狩高校開校以来の快挙！ 農業クラブ連盟全国大会 意見発表で 「最優秀賞」「農林水産大臣賞」を受賞！！

各学校の状況

○小学校

10月5日に3年生以上を対象に体力の増進、両小学校の交流を深めることを目的に村内卓球大会が開催されました。

10月28日に真狩小学校、11月12日に御保内小学校で学芸会が開催され、各学校それぞれ特色を生かし、創意工夫を凝らした学芸会となりました。子どもたちの日々の成長とともに、教職員の皆様の教育に対する厚い熱意を感じたところです。

11月3日から4日に江別市で開催された道新杯バレーボール道央大会に出場したバレーボール少年団が、目標としていた全道大会1回戦を勝ち抜き、第3位となりました。

11月15日に真狩小学校、真狩中学校を会場に、新たな学習指導要領を意識した、今問われている学びの質についての後志教育研究会国語研修会が開催されました。

○中学校

9月30日に学校祭が開催され、各学年の趣向を凝らした発表とともに、生徒主体による相互のつながりと強い連帯感を感じました。

11月4日から5日には、バレーボール、バドミントンの新人戦が開催され、双方団体戦では1回戦で敗退しましたが、バドミントン

個人で2年生男子が2位と健闘しています。

3年生は、今後の進路に向けた大事な時期を迎えています。3者面談は終了しましたが、初めての受験であることから、引き続き進路に向けた支援に努めます。

○高校

10月24日から26日に岡山県で開催された農業クラブ連盟全国大会に出場した3年生の女子生徒のうち、1名が鑑定競技において「優秀賞」を受賞し、さらに、意見発表に出場した生徒が、全国最高位である「最優秀賞」「農林水産大臣賞」を受賞しました。この受賞は、道内でも数年ぶりであり、本校としては開校以来、初めての快挙であります。



▲意見発表をする毛利奈々さん

10月26日には、製菓衛生師の国家試験が行われ、製菓コース10名、全員が合格しました。

11月11日から14日には、2学年28名が農業研修を実施しました。今年度は、不安定な国際情勢のため、研修先をグアムから京都・大阪・沖縄の国内に変えての研修となりました。

12月6日には、校内実績発表大会が開催され、9分会から、それぞれテーマとしてきた研究の成果が発表されました。

学校教育の主な取組

○いじめ、不登校

現在、いじめ、不登校はありませんが、いじめのアンケートの質問事項の中の「いじめ」の文言を「嫌な思い」に変更し、「いじめられたことがあるか」との問いから「嫌な思いをしたことがあるか」としたところ、「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童・生徒が増えることとなりました。個別面談、聞き取りをした結果、継続的、執拗なものではないことが判明しましたが、このことにより、「いじめ」はないものの、「嫌な思い」をしている現状が把握でき、今後の指導へのさらなる課題として取り組んでまいります。

○各学校間連携事業

真狩高校で昨年度から展開している「大豆100粒運動」の取組の中で、作付けから収穫、そして豆腐づくりまでの大豆学習を真狩・御保内小学校の4年生の児童たちと一緒に実施しました。児童たちは、これら体験を通して、生産することの苦勞、喜びを学び、高校生には、これまで培った知識を児童たちに教える、相互の学習意欲の向上を推進する連携事業となりました。今後も、連携できる授業などを模索し、さらなる拡大を図ります。



▲高校生・小学生と一緒に大豆学習



○食育

10月6日には、羊蹄山麓町村長会の発案のもと「羊蹄山麓愛食デー」が実施されました。当日は、各町村の地場産品を使用し、給食の献立の統一を図り、山麓7町村の児童・生徒たちへの食育を推進しました。

11月20日から24日には、村内の方々から多くの食材をご提供いただき、「真狩村学校給食習週間」を実施しました。今年度は、真狩高校生の開発した豆腐プリンもメニューに加わり、村内の食に対するさらなる理解を深めました。

○真狩高校の運営

生徒募集については、これまで中学校訪問、進学相談会の開催、次年度からの保護者負担の軽減策など種々取り組む中、今年度の一日体験入学では、昨年度を大きく上回る来校者がありました。今後、各中学校から入学願書の請求が真狩高校に届くこととなりますが、一人でも多くの生徒が入学されることを大いに期待しています。

3年生の進路については、地元農業後継者として、また4学年への進学など、生徒それぞれの進学・就職への方向が決まり、ほとんどの生徒が、大学、専門学校への入学及び就職の内定を得ています。生徒にとっては、将来に向けた大事な進路でありますので、全ての3年生が目指す進路となるよう、さらなる指導への支援に努めてまいります。

社会教育

○総合文化祭

10月28日から29日には、文化団体協議会が主催する「総合文化祭」が開催され、保育園児をはじめ、児童・生徒及び各サークル等の作品の展示、体験コーナーや真狩高校生による菓子、野菜、多肉植物の即売会などが行われました。



▲総合文化祭

○文化財講座

11月24日には、小樽商科大学学術研究員高野宏康氏を招き「真狩村歴史文化の再発

見」と題して、真狩村文化財講座を開催しました。当日は、悪天候にもかかわらず、多くの出席者があり、長年、住んでいても知らなかった真狩村の歴史文化の講話に併せ、小樽運河などを例とした歴史文化がまちづくりのきっかけになることも学びました。

○読書推進月間2017

11月9日から12月7日にかけて、真狩村子どもたちの読書活動推進委員会が主体となり「読書推進月間2017」が開催されました。期間中、読書活動推進委員会をはじめ、各種団体・組織、中学生及び高校生のボランティアにより、読書まつり、図書の特別展示、子ども映画上映会、講演会等が開催され、子どもたちをはじめ地域の方々への本に対する理解を深めるとともに、読書の推進が図られました。

○郷土芸能「浦安の舞」

「浦安の舞」は、現在、真狩高校「郷土部」により継承されていますが、卒業する3年生に替わり、1年生2名が新たに加入し、新メンバーでの練習が12月5日から開始されています。真狩高校の協力を得て、本村の伝統文化が次年度に引き継がれていることを報告します。

村政はあなたのために… 議会を傍聴しましょう!!

- 村議会定例会は、年4回(3・6・9・12月)開きます。
- 村議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。



お気軽においでください!!

※真狩村議会は、「飲酒運転根絶宣言」を決議しています!

一般質問

3名の議員から4項目について質問がありました。
その内容を要約してご紹介いたします。

パークゴルフ場の運営について

Q 現状の認識と、今後の展望は？

A 厳しい運営状況が続いているが、今後も新たな取組を検討しながら、住民福祉向上のために継続する

質問 陰能議員

パークゴルフ場は、ここ数年入場者数が減少していると、先の委員会でも報告があった。イベントの開催等、集客への努力もしているようだが、現状の認識と今後の展望について、村長の考えを伺う。



答弁 村長

パークゴルフ場の入込数は、本年度は5096人で、平成22年度から約3500人減少しており、前年を約10%下回る状況が続いている。その要因は、札幌近郊や近隣町村でパークゴルフ場の整備が進んだこと、そして、パークゴルフ競技者の高齢化や趣味の多様化などによる競技人口の減少などが考えられる。



入込数の増加に向けた取組として、平成27年度から、後志スタンプラリー事業や真狩村長杯パークゴルフ大会の開催などを実施しているが、減少の食い止めには至っていない。

パークゴルフ場の管理運営にかかる全体経費

は、平成29年度予算で約1200万円を計上しているが、使用料収入は、142万2250円で、受付業務委託料を下回る実績となった。

運営収支状況は厳しいが、村民の健康増進、スポーツの振興、交流の促進を図ることを設置目的としており、住民福祉の向上に寄与する施設として、今後も管理運営を継続していく必要がある。当面は、各種パークゴルフ大会や後志スタンプラリー事業の充実による村外利用者の増加を図るとともに、開場時間の延長や回数券の発行など新たな取組も検討しながら、現行の体制で運営していく。

一方、将来的には、コース管理や受付業務の見直しなど管理運営経費の削減を検討する必要があることから、今後の運営については、パークゴルフ協会や商工会とも協議しながら進めたい。



▲パークゴルフ場

質問 陰能議員

設置されて相当な年月が経過する中で、適時、今の時代に合った戦略の練り直しをしながら運営するべきと思う。コース管理は、現在でも手入れが行き届き、周囲の町村から見ても素晴らしいという評判を聞いているが、他方、作業員の確保にも苦しんでいる。村民重視というなら、その辺の見直しも必要と考える。経費をかけてでも村の観光施設としてやるなら、例えば春先の雪割り作業を早くしたり融雪剤散布などをして、他のコースが開かない、連休前に開けようというようなことも一案だと思うが、村民向けでいくのか、村外向けの施設でいくのか、考え

を伺う。

答 弁 村 長

パークゴルフ場の設置目的は、村民向け、また観光施設としての運営と、両方の考えがある。20年ほど前にパークゴルフがブームになったときに始めた皆さんがそれぞれ高齢になり、パークゴルフ人口がこれから伸びる可能性は低いことから、最終的には村民向けの健康増進のための施設になっていくと思うが、当面は経費の節減を考えながら、細川たかし杯、村長杯などを続けながら、村外からの集客も見込みながら運営したい。その場合、村外からの来場者はコース管理には厳しく、コースのグレードを下げることはない。

この豪雪地帯で雪割り、融雪剤の散布でコースの雪を早く溶かしても、物理的に雪の少ない地域に勝つことはできないが、その中で極力融雪の促進を図る中で、開設期間の延長と、夏場の開設時間の延長をして、村外からの集客に努めたい。

質 問 陰能議員

集客のための大会開催を含め、将来のパークゴルフ場運営の意気込みを伺う。

答 弁 村 長

細川たかし杯については、細川たかしさんのご協力もあり、後志パークゴルフ協会を通じて大会参加者を募ったり、一般に周知しながら大会運営をしている。村長杯についても後志パークゴルフ協会、また真狩村パークゴルフ協会会員からの発信もあり、私も参加させていただいているが、皆さん楽しくプレーして、和やかに終了している。こういう雰囲気を保ちながら、これからもコツコツと大会を運営しつつ集客に努力したい。



冬期間の羊蹄山利用者への対応について

Q 冬期間、スキー等で羊蹄山を利用する方への振興策は？

A 安全への注意喚起、駐車場の確保について、関係機関と連携して進める

質 問 陰能議員

冬期間、スキー等の目的での羊蹄山利用者が、羊蹄山自然公園登山口を利用する他に、社墓地奥を利用するケースが散見されていたが、近年その数が多いように見受けられる。自然公園という制約はあるかと思うが、これらの利用者に対する振興策についての村長の考えを伺う。

答 弁 村 長

近年ニセコを中心としたリゾート地域で、冬期間の観光客の増加に伴い、スキー場以外へ新雪を求める利用者が増加傾向にあり、羊蹄山でも増加している。

現在、羊蹄山の入山には特段の規制はなく、羊蹄山管理保全連絡協議会と連携して安全な利用への注意喚起を行っている。

本村では、2年前から羊蹄山自然公園駐車場に冬期間入山箱を設置し、入山入込の調査を行っているが、受付届出者は平成28年281人、平成29年177人となっており、休日の車の台数や社墓地からの入山者を勘案すると、実際には届出以上の入山者数があると思われる。

また、今後利用者が増加した場合には、現在の自然公園の駐車場では狭く、夏場に使用している本来の駐車場への変更も視野に入れて円滑な利用を促進する必要があり、環境省や道など関係機関とも協議しながら、安全な環境づくりを進めていく。

質 問 陰能議員

真狩村は、羊蹄山に一番市街地が近く、近年、他のエリアから入山し、真狩村に下山する客を送迎するようなサービスを行っている業者も増えている。また、下山した人たちがカフェにやって来るケースもあると聞いている。

もしも社の墓地付近に駐車場の整備ができれば、利用者の流れも変わるのではないかと。墓地の隣地で風倒木の被害が出た土地を寄贈していただけるのではないかとという話も聞いている。社の古い墓地は時間も経過しており、寄贈いただけるのであれば、墓地の整備も含めた中で、今の振興策と併せて駐車場の整備もできるのではないかと。

ただ、安全な利用は重要なことであり、行政として自然公園を中心とすることも十分理解はできるが、可能性としての考えを伺う。

答 弁 村 長

冬期間は自然公園に駐車場を整備しているが、土日には駐車場から車があふれて、道路に縦列駐車をしている光景も目にする。また、社墓地でも、道路が狭い中で縦列駐車になっている現状は認識しており、雪が降ると除雪作業の妨げにもなっている。

上の古い社墓地については、先祖から利用されている方、あの場所を好まれて、新しい墓を建てている方もおり、村の事情、あるいは冬山のスキーヤーの安全確保という話をしても難しいと考えている。

土地の寄付については、下の社墓地の上部に600坪ほど道路に隣接する土地を今年の秋に寄付をいただいている。寄付の経緯は、2、3年前の大風による倒木により墓を維持管理するのに支障があると話したところ、快く寄付いただいたもので、当然その木は伐採することになり、そのあとで冬期間の駐車スペースにすることは可能だと思うので、検討させていただき、利用者の安全を第一に考えたい。

質 問 陰能議員

外国人だけではなく、外からの来村者は、地元民ではわからないこの地域の活用の仕方、魅力の発見など、改めて感心しているところで、是非ともそれに一石を投じる形で、社墓地に隣接する寄贈いただいた土地の有効活用を推進していただきたい。

答 弁 村 長

寄贈いただいた土地の有効活用のためにも、社墓地での冬期間の駐車スペースの確保に善処したい。

人事評価制度導入について

Q 本格導入に向けての、問題点と課題は？

A 制度に対する共通認識を高めるため、職員研修を重ねながら公正・公平な人事評価を実施し、組織全体の公務能力の向上に努める

質 問 佐々木議員

平成28年4月に施行された地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定され、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限理由の明確化が求められることになった。本村でも、平成28年度から職員研修等を重ねながら本格導入に向けて準備段階であるようだが、総務省が示した人事評価を人事管理の基礎とするということに対応していくには、人事評価制度の適正運用のための仕組みづくりが必要であり、今まで以上に人事評価の整合性と納得性が求められると考える。本格導入に向けての課題・問題をどのように捉えているか。



答 弁 村 長

人事評価制度は、平成28年度から導入が義務付けられ、評価基準の明示や評価結果の開示を行うことにより、職員一人ひとりの発揮した能力及び挙げた業績を公正・客観的に評価し、その結果を人事管理の基礎とし、職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能力の向上につなげていくため、評価結果を任用、給与、分限、その他人事管理に十分に活用することを通じ、人材育成につなげていくものである。

本村では、制度についての職員研修を実施し、評価者、被評価者の共通認識を高めながら、平成28年度は、職員の職務上の行動等を通じて顕

在化する能力を把握するための能力評価を実施し、平成29年度からは、能力評価と職員が果たすべき職務の達成状況を把握するための業績評価を実施している。

人事評価を進める上の主な課題は、1点目は、業務の向上を通じ職員の成長に結びつくような意義ある目標設定が必要となる。2点目は、公正な評価と、人格や人間性でなく、職務行動を通じて顕在化した能力や職務遂行結果に基づき客観的に評価することが求められる。3点目は、評価結果に基づく任用、給与、分限等への適正な反映、評価の結果、明らかとなった能力及び業績に基づく処遇を徹底していく必要があり、給与等に適切に差が生じるよう努めていくことが求められる。

これらの課題解決のために、職員研修を重ねる必要があり、特に公正な評価を確保するために、各部署での運用の統一が図られるような制度の周知や評価者訓練を実施することが重要となる。また、任用、給与、分限等への反映については、国、道、後志管内の町村の運用方法を参考にしながら運用基準を設定し、進めていきたい。

質 問 佐々木議員

人事評価制度の導入は、さらなる良質な行政サービスの提供の土台づくりにつながるものが重要と考える。年々煩雑化している行政事務を少数職員でやりくりする小規模自治体では、本制度導入が新たな業務の増加になることが懸念され、それにより、人員不足につながると考えられるが、どのように考えるか。

答 弁 村 長

人事評価制度の本来の目的は、職員の事務能力の向上のためのものであり、行政の仕事がよ

り効率よくなるためにという大きな目標がある。本村では、28年度から人事評価の方法等について職員研修を行っているが、その事務は総務企画課で行い、この部分での事務量が増加すると思われるので、職員を手厚く配置した中で、本制度が十分に行政運営に効率よく反映させるような形で取り組んでいきたい。

質 問 佐々木議員

本制度を導入し、確立していくためには、小規模の自治体では簡易な制度作りに向かっていくことが必要と考える。また、人事評価制度の一番の目的は人材育成でないかと考えるので、制度の導入には職員双方のコミュニケーションを重要視しながら進めるべきと思う。

答 弁 村 長

人事評価制度については、本格的に取り組んでいる自治体は管内では少ないと聞いている。当然この小規模自治体では、本格的な運用というよりも、小規模自治体に合った制度にしていかなければならないと思う。本制度によって人材の育成、事務の効率化を図ることを主な目的に置き、導入していきたい。



議 会 は 公 開 が 原 則 で す !

公民館図書室に会議録の写しを置いてありますのでご覧ください。

現在の学校、保育所の在り方について

Q 数少ない小学生児童・保育園児の中で、子どもたちの成長、教育を最優先に考える施策は？

A 地区並びに保護者の声を聴きながら、教育・保育の場としての要件、環境等を満たすことができないと想定される場合が見直す時期と考える

質問 福田議員

先の9月定例会での議員の御保内小学校の将来についての一般質問で、村長は、児童数が10人に満たない年が継続した時が将来の方向性を協議する時期との答弁をした。



少子化が進む中、もう少し広い視野に立って、村全体のことを考えて、学校、保育所の問題を考えていくべきと思う。

現在、真狩小学校の在籍数は83名で、御保内小学校と合わせても100名を切り、非常に少ない児童数である。保育所の園児も同様に少なく、現在の真狩保育所の園児が64名で、御保内保育所閉所後の園児6名も含まれている。御保内保育所は、4月から11月末まで11名の園児と伺っており、合わせて69名である。

そのような中、子どもたちの成長、教育を最優先に考えたとき、子どもたちの生きる力を育む大事な成長期、心豊かな人間性を養い、思いやりや集団の中で正義感や優しさを持ち、悪いことは悪いと言えるような子どもたちの成長を一番に考えたとき、今の小学校、また保育所の在り方の見直しも重要なことと考えるが、改めて村長の考え方を伺う。

答弁 村長

現在、保育所園児69名（まっかり保育所58名、御保内保育所11名）、真狩小学校83名、御保内小学校9名の児童で、次年度は真狩小学校85名、御保内小学校は10名を予定している。平成31

年度はそれぞれ90名、10名となり、今後、若干の増減はあるものの、しばらくはこのままで推移していくものと思われる。このことは、ここ数年の子育て支援をはじめ、村づくりの施策の効果が徐々に表われてきたのではないかとと思われる。

ご質問の、「子どもたちのことを最優先とした教育・保育の環境の見直し」については、重要な問題として受け止めている。

学力面では、ここ数年の全国学力・学習状況調査で、全道、全国平均を上回っているが、新たな学習指導要領には、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」が求められており、今後ますます厳しさを増し、大きく変化する社会情勢の中で、多面的・多角的な考えや状況を理解し、いかなる場面においても自分の意見・行動を的確に示し、様々に順応できる人間への形成を育むものであり、そのためには、ある程度の集団の中での教育が必要であると考えます。また、園児についても、年齢が高くなるほど集団での刺激を受けながら過ごすことが好ましいと言われている。

現在、保育所では、年4回の合同保育を行っており、小学校でも合同授業をはじめ、小・高校生による「大豆学習」を実施するなど、小中高の連携事業を模索している。今後は、新学習指導要領を意識する中で、さらなる連携・拡大を図り、種々体験・経験を通じ、子どもたちへの学習意欲を育てていきたい。



▲真狩・御保内小学校4年生と高校生による大豆学習

先の定例会では、子どもたちの教育、保護者のご意見を最優先する中、ひとつの目安としてある程度の学校規模についての考えを示させていただいたが、その考えに併せ、創意工夫を凝らした教育を進める中、これから迎える新たな

教育課程において、国が示す教育指導が困難な状況となることが想定されるときには、保護者、地域の皆様にご理解をいただき、見直しをしなければならぬと考える。

また、保育所は冬期間を含め、年間を通しての保育の希望もあり、併せて人数が少ない場合の土曜日の合同保育など、問題解決に向けた整理を図る必要もあるが、一方では通所に係る送迎車(バス)の確保、車内での園児の安全確保・確認のための人の配置など、問題・課題も想定される。

さらに、学校・保育所は、子どもたちの学び・成長の場であるとともに、地域の中核的施設としての役割を持っており、地域の振興、活性化等に大きく関わっているため、見直しは、慎重に考えなければならない問題である。

いずれにしても、子どもたちのことを優先する中で、保護者、地区の皆様の声聞き、教育・保育の場としての要件、環境等を満たすことができないと想定される場合が見直す時期と判断している。

質問 福田議員

御保内小学校だけの問題ではなく、真狩小学校の児童数も少ない中での課題がたくさんあるのではないかと。村全体のことを考え、少ない子どもたちが健全に成長していくことを、村として最優先課題として問題を提起しながら、地区との話し合いを進めるべきと考える。

スポーツ少年団活動では、両小学校の児童が放課後に一緒に行っている。保育所では年4回の合同保育もあるようだが、御保内保育所閉所後には真狩保育所に大方の園児が入所される状態の中では、保育所も一つにしていくべきと考える。

園児数、児童数を注視した時、今の状態では社会性を養う上で、本当に難しい状態だと思う。ある程度のクラスの児童数がいて、切磋琢磨しながら体力の向上、学力の向上が考えられるのではないかと。思う。

平成27年に策定された「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、子育てや教育に関する環境の充実の項目で、少人数であるがゆえに限られがちである教育環境やスポーツ環境が現状より改善するようとうたっており、このことは、御保内だけの問題ではなく、真狩村の子どもたちの将来を考えて、

保育所並びに学校の統合を考えるべきと思うが、村長の考えを伺う。

答弁 村長

確かに少人数での弊害はあると思うが、学校というのは地域の文化の拠点であり、その中で、個々には統合の意見も聞かれるが、今のPTAからは学校の統合について大きな声とはなっていない状況にある。過去に小規模校の統合があり、富里小学校が最後の学校だったが、行政からのお願いではなく、地域から相談されて行った事例もある。

今後、地域との協議は必要だが、今すぐ2、3年で統合ということにはならないと考えており、現状の中で、子どもたちの教育がより充実するような施策を考えたい。

質問 福田議員

非常に難しい問題だと認識しているが、少子化が進む中での真狩村の現状を見たとき、近い将来には村民一緒になり、行政も一つになって考え、取り組んでいかなければならない問題かと思う。御保内小学校の統合については、なかなか声が上がらないが、現状では避けて通れない問題だと思う。その中で、地区の方と話をしたときには、子どもたちのことを最優先に考えなければいけないというご意見の方もおり、また、真狩小学校のPTA、村民も、考えていくべきとのご意見の方もいる。学校、保育所を統合したときには、真狩村としての新たな思い切った少子化・移住定住について、一本筋の通った施策を打ち出せるのではないかと。子どもは国の宝である。子どもたちのことを最優先に考え、成長、教育を、真狩村でできる限りの環境を整えてあげることが議員としての務めであり、行政の務めであると思う。学校は地区の生涯学習の拠点として大事な要素だが、他の小学校では統合した後も生涯学習活動を続けているという現状を踏まえ、考えるべきと思う。

答弁 村長

少子化の中で、学校、保育所を通しての教育に関しては難しい問題である。近々に統合とはなっていないが、将来的には、真狩村で一つの小学校、一つの保育所という形に進めていかなければならないと考える。

審 議 結 果

12月14日

■認定第1号

平成28年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について

■認定第2号

平成28年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第3号

平成28年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第4号

平成28年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第5号

平成28年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第6号

平成28年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第1号から認定第6号までについては、決算特別委員長報告のとおり、全て認定することに決定しました。

■承認第1号

専決処分の承認を求めることについて(平成29年度 真狩村一般会計補正予算「第7号」)

…………… 報告承認
自治功労者弔慰金10万円を専決処分し、予算の総額を27億7311万1千円としたものです。

■議案第1号

真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について

…………… 原案可決
平成29年度人事院勧告に基づき、期末手当の率を0.1月引き上げるものです。

■議案第2号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

…………… 原案可決
平成29年度人事院勧告に基づき、期末手当の率を0.1月引き上げるものです。

■議案第3号

職員の給与に関する条例の一部改正について

…………… 原案可決
平成29年度人事院勧告に基づき、勤勉手当の率の0.1月引上げ、職員給与表の見直しを行うものです。

■議案第4号

真狩村指定金融機関設置条例の一部改正について

…………… 原案可決
北海信用金庫の合併に伴い、真狩村指定金融機関の名称を「北海道信用金庫」に改正するものです。

■議案第5号

真狩村税条例等の一部改正について

…………… 原案可決
地方税法及び航空機燃料贈与税法の一部を改正する法律の公布に伴う一部改正で、主な改正点は、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例(軽減課税)の2年間延長、災害に関する税制上の常設化、固定資産税の特例措置(わがまち特例)の導入等に係る改正などです。

■議案第6号

羊蹄山ろく消防組規約を変更するための協議について

…………… 原案可決
組合補助職員の規定を明記するとともに、組合会計管理者の選任方法を明確化するものです。

12月15日

■議案第7号

平成29年度 真狩村一般会計補正予算(第8号)

..... 原案可決
全国瞬時警報システム受信機260万3千円追加、北海道自治体情報システム協議会負担金276万4千円追加、保育所広域入所等負担金150万1千円追加、研修センター備品購入120万円追加、農業者海外視察研修事業補助金100万円追加、職員給与費1080万4千円減額、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金533万円減額など、合計328万1千円を減額し、予算の総額を27億6983万円とするものです。

■議案第8号

平成29年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

..... 原案可決
後志広域連合負担金3万9千円を減額し、予算の総額を1億7588万2千円とするものです。

■議案第9号

平成29年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)

..... 原案可決
医療機器購入費等78万9千円を減額し、予算の総額を1380万5千円とするものです。

■議案第10号

平成29年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

..... 原案可決

広域連合保険料等負担金(後期高齢者医療)等269万5千円の追加、広域連合事務費負担金(後期高齢者医療)減額で、合計244万円を追加し、予算の総額を3043万2千円とするものです。

■議案第11号

平成29年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

..... 原案可決
簡易水道施設等維持修繕費、職員給与費等の追加、配水管布設替工事等の減額等で、合計26万2千円を減額し、予算の総額を3億1424万8千円とするものです。

■議案第12号

平成29年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

..... 原案可決
下水道維持修繕費等の追加、消費税等の減額で、合計31万2千円を追加し、予算の総額を1億3128万1千円とするものです。

■議案第13号

村道路線の認定について

..... 原案可決

- 路線名 緑岡第1支線
- 起点 字緑岡118番地2
- 終点 字緑岡104番地1
- 延長 247.6m

道道三ノ原二セコ線の道路改良工事に伴い、線形が変わり、旧道道部分の路線を村道に認定するものです。



“平成28年度 各会計歳入歳出決算を認定”

平成29年第3回定例村議会（9月20日開催）で決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査になっていた平成28年度一般会計ほか5特別会計歳入歳出決算の認定については、12月5日、6日の2日間にわたり決算特別委員会で慎重に審議した結果、認定すべきものと決定しました。

○委員会構成（議長を除く全議員）

- ・委員長 陰 能 裕 一
- ・副委員長 福 田 恵 子

○審査期日 平成29年12月5日・6日（2日間）

○審査内容

- (1) 平成28年度真狩村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成28年度真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成28年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成28年度真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成28年度真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成28年度真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算



○審査の結果

平成28年度 真狩村各会計決算

（単位：千円）

会 計 別	区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する 決算額の比較増減	予算額に対する決 算額の比率 (%)	審 査 の 結 果
一 般 会 計	歳 入	3,382,376	2,986,627	△ 395,749	88.3	認 定
	歳 出	3,382,376	2,862,780	△ 519,596	84.6	
	歳入歳出差引残額	0	123,847	翌年度へ繰越		
国民健康保険 事業特別会計	歳 入	143,202	146,968	3,766	102.6	認 定
	歳 出	143,202	142,626	△ 576	99.6	
	歳入歳出差引残額	0	4,342	翌年度へ繰越		
国民健康保険 診療所事業 特別会計	歳 入	45,252	45,087	△ 165	99.6	認 定
	歳 出	45,252	45,087	△ 165	99.6	
	歳入歳出差引残額	0	0			
後期高齢者医療 特別会計	歳 入	26,712	26,506	△ 206	99.2	認 定
	歳 出	26,712	26,496	△ 216	99.2	
	歳入歳出差引残額	0	10	翌年度へ繰越		
簡易水道事業 特別会計	歳 入	242,320	242,674	354	100.1	認 定
	歳 出	242,320	240,674	△ 1,646	99.3	
	歳入歳出差引残額	0	2,000	翌年度へ繰越		
公共下水道事業 特別会計	歳 入	121,609	121,798	189	100.2	認 定
	歳 出	121,609	120,612	△ 997	99.2	
	歳入歳出差引残額	0	1,186	翌年度へ繰越		
総 合 計	歳 入	3,961,471	3,569,660	△ 391,811	90.1	認 定
	歳 出	3,961,471	3,438,275	△ 523,196	86.8	
	歳入歳出差引残額	0	131,385			

総括質疑

『今後の会計手法について』

質問：佐々木委員

地方会計の整備推進について、国からの要請の段階と思うが、行政コストを把握し、保有資産・負債等のストック状況を総括的に明らかにするために、財務諸表の作成について、今後導入していく考えはあるか。

答弁：村長

地方公共団体の予算・決算・会計制度は、地方自治法等の法令により、現金主義会計と呼ばれる方法で処理されており、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっている。しかし、現金主義会計では自治体の資産や債務の実態をつかみにくいことから、新たに財務4表と言われる、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計

算書、資金収支計算書を整備するよう国から通達が来ており、本村でも、現会計制度を補完するものとして作成している。今後、「広報まっかり」で、貸借対照表、また資金収支計算書を用いて、本村の資産と負債の状況等を住民に公表する予定になっている。

質問：佐々木委員

財務4表のほかに、民間企業で作成されている部門別の経営分析、最終的には部門収支を把握するような書類は今後作られていくのか。

答弁：村長

地方自治体は民間企業とは違い、営利を追求する団体ではないし、今のところ国からそのような指導はなく、近々に各部門ごとの採算を表す書類等を作っていく計画はない。

平成29年 第3回臨時村議会

平成29年第3回臨時村議会は10月27日に招集され、会期を1日間と決めたあと、専決処分の承認1件、補正予算2件を審議し、すべて原案どおり可決し閉会しました。

審議結果

■承認第1号

専決処分の承認を求めることについて(平成29年度 真狩村一般会計補正予算「第5号」)
.....報告承認
衆議院議員総選挙に係る経費382万8千円を追加し、予算の総額を27億6729万1千円としたものです。

■議案第1号

平成29年度 真狩村一般会計補正予算(第6号)

.....原案可決
まっかり温泉1号井ポンプ入替工事300万円追加、大雨に伴う側溝清掃業務委託並びに村道補修工事222万円追加、下水道事業特別会計繰出金50円追加、合計572万円を追加し、予算の総額を27億7301万1千円とするものです。

■議案第2号

平成29年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

.....原案可決
下水道公共ます新設工事50万円を追加し、予算の総額を1億3096万9千円とするものです。



所管事務調査報告

総務産業常任委員会

12月7日に委員会を開催し、次の事項について担当課より説明を受け、調査を行った。

(1) 地方創生について

【調査の概要】

地方創生拠点整備交付金の採択を受け、来年2月16日までの工期で改修が進められている研修センターの運営方法等について説明がされた。

施設の管理は、現在指定管理者となっている(株)真狩フラワー振興公社に引き続き管理をしていただく。

施設の活用目的は、後志総合振興局で進めている「しりべしまち・ひと・しごとマッチングプラン」による農業ヘルパー等の長期滞在施設として活用し、併せて移住・定住につなげる施設として活用する。

村が考えるシェアハウスとしての運営上、簡易宿所に分類されるため、旅館業法の営業許可を取得する。

宿泊料については、部屋の広さに応じて、1人用が月額1万5千円から1万9千円、2LDKは月額4万円とし、そのほかに日額300円(2LDKは別料金)の管理費を徴収する。

真狩フラワー振興公社では、宿泊料及び管理費で研修センターの運営を行い、指定管理料の新たな上乗せは行わない。

【主な質疑】

Q 印南委員

日額管理費300円が別枠であるが、宿泊料のほかに管理費として月額で9,000円を利用者からいただくのか。

シェアハウスの管理をフラワー振興公社が行うということだが、公社に対しての管理費はどのように支払うのか。

備品・消耗品の購入で、ふとんを購入とあるが、ふとんは持込みではないか。ふとんを使った場合のクリーニング代も公社が負担するのか。

施設に大きな修繕が出た場合、全て振興公社が負担して、施設整備をするのか。

A 酒井総務企画課参事

宿泊料とは別に日額管理費を負担いただき、電気料、施設の維持管理、消耗品などに充てる。

公社に対しての管理費は、宿泊料及び管理費で充当し、新たに村から管理に係る負担をすることはない。

寝具は、長期滞在者は持参していただきたい。施設としても寝具を整備する。クリーニング代は、管理費から支出する。

修繕等を含めて今後の管理は振興公社が行うが、本体に係る部分は村と協議する。

Q 佐々木委員

指定管理を受けたフラワー振興公社が、宿泊料の収入が当初計画まで行かなくて、収支が伴わない経営状況が続いたときの対応はどのように考えているか。

フラワー振興公社は旅館業の資格は持っているのか。

A 酒井総務企画課参事

現在フラワーセンターには430万円の指定管理料を村から支出して経営の収支を保っており、通常営業に関して大きな負債を抱えることはなく、新たに宿泊料が加算されれば、運営はできると考える。

旅館業の営業資格は、現在は持っていないが、これから村が申請し、営業許可を取得する。

Q 向井委員

農家のパートは非常に少なく、来ても長続きしないことから、マッチングプランだけでは非常に難しい事業だと思う。地方創生の中で、現在真狩に入っている外国人農業研修生

に入居してもらう形の中でやれば、ある程度経営も順調に進むと思うが、そういう考えはないか。

この施設に対する維持管理費は、どの程度を想定しているか。また、管理は全てフラワー振興公社に任せるのか。

A 酒井総務企画課参事

この事業は地方創生交付金を受けたもので、外国人農業研修生の入居は想定していないが、この地域は農業が主であるし、雇用の確保という位置づけから、受入れについて、今後国と協議していきたい。

この施設に係る管理料は、光熱水費、人件費等で、今現在でも30万円ぐらいの負担で管理運営している。日々管理費については、利用者が入ったと仮定すれば、1日300円の管理費をいただくので、それで賄えるような試算はしており、新たに村が支出することはない。施設の維持管理については、収入・支出すべて指定管理者のフラワー振興公社に任せる。

Q 佐伯委員

施設の滞在日数は、何日で考えているか。

日額管理費300円で、満室になると収支のバランスは取れると思うが、空室が出て管理料も入らない場合、どのように運営するか。また、トイレ、シャワールーム等の掃除は全てフラワー振興公社の中で賄いきれるのか。

シェアハウスとして考える場合の建物の図面から、共用スペースはどの部分になるのか。

1人なら寂しいが友達と2人でなら来てみたいというニーズもある。各室定員1名とあるが、例えば括弧書きで最大2人とか3人まで住んでもいいとする考えはないか。

A 酒井総務企画課参事

研修センターの利用は、管理上、長期間の利用で、1か月以上が望ましいと考えている。

マッチングプランで農業ヘルパーを呼び込む目的のほかに、移住・定住事業の活用という村の考えもあり、お試し移住住宅として使えるような形でも考えている。当然農閑期に人が入らない時期もあるが、なるべく、お試し移住住宅などでも入っていただけるように、

PRしていきたい。管理費等の問題については、フラワー振興公社とも協議しながらやっていきたい。施設管理は、あくまでも入居者の中で掃除等を分担してやっていただきたい。当初計画からシェアハウスという考え方で進めていた。

共用部分は、台所、トイレ、シャワールーム、廊下が1つのフロアとなる。

居室はかなり狭く、施設の維持管理上、定員は1人としている。もしも2人で来たい人がいれば、もう1室利用していただきたい。

(2) 国民健康保険事業について

【調査の概要】

11月7日に北海道から示された国民健康保険事業納付金標準保険料率等本算定(仮係数)について説明がされた。

平成30年度の医療・支援・介護の国保事業として真狩村が北海道に収める金額は、合計で1億1449万593円となるとの試算が示された。

真狩村の平成30年度保険税をシミュレーションした結果、納付に必要な保険税1億1449万593円に対し、平成27年度の所得では約200万円の不足が生じると想定されるが、正確な数字の算定は難しい。仮に不足が生じた場合、現在約4千万円の国民健康保険事業基金があり、その一部を取り崩して充てることとする。

平成30年度からの制度改正、真狩村の保険税の賦課方式の変更等について、住民に対して村政懇談会で説明をしていく。



(3) 除雪事業について

【調査の概要】

平成29年度除雪事業発注状況について説

明がされた。

平成29年度貸与・委託路線についての契約状況は、貸与・委託を合わせて総計6118万2千円で、前年度比98.9%となった。

平成29年度除雪路線については、前年と相違はない。

本年は除雪開始が例年より早く、住民からの問い合わせが発生しているが、今後の除雪事業を適正かつ安全に進めていく。

【主な質疑】

Q 佐伯委員

除排雪の仕方について、特に交差点付近の見通しの悪い部分は、村として積極的に委託業者、道道を管理される方面にも指導・要請をしてほしい。業者に対しては、安全運行について指導していただきたい。

十字街から中学校までの歩道に関して、通学時間にまだ開いていないこともあるので、改善する方法はないか。

A 本田建設課長

例年、特に道道の取付け、村道との交差する部分は見通しが悪いというご意見をいただく。本年も、連絡が来る前にできるだけ対応をするように業者に指導していきたい。雪の降り方によって皆さんにご不便をかける点もあるかと思うが、できるだけ苦情のないような対応をしていきたい。

歩道の除雪については、北海道に要望をしていきたい。



(4) 真狩高校の運営について

【調査の概要】

平成30年度の生徒募集、開校70周年記念事業、今後の高校づくり等について説明がされた。

平成30年度入学に向け11月に開催された1日体験入学では、管内から28名、札幌市を含む管外からは19名、合計47名の生徒が来校された。2月中旬には第1次入学志願状況が確定される見込みである。

平成30年度PTA及び学校から様々な要請事項が挙げられているが、学校職員の待遇改善・保護者の負担軽減を中心に緊急度、重要度を勘案して対応する。

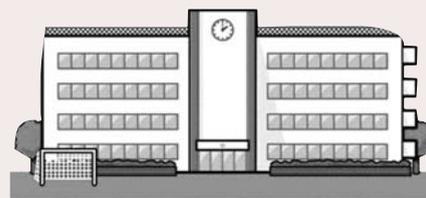
真狩高校は、平成30年度に開校70周年を迎えることとなり、現在実行委員会を立ち上げ、内容を協議中であり、学校行事に併せた記念式典の実施、記念誌の発行等を検討している。

北海道で定める高校づくりに関する指針(素案)に基づき、「活力と魅力ある高校づくり」「経済社会の発展に寄与する人材を育む高校づくり」「社会の変化や時代の要請に応える高校づくり」の3本の柱を念頭に置き、真狩高校の存続に向けた取組を今後も実施する。特に、他の高校にない特色ある教育課程の構築、高校経営への地域住民の参画(コミュニティースクールの導入など)を実施していきたいと考える。

◎閉会中の所管事務調査申出事項

平成29年第4回真狩村議会定例会において、総務産業常任委員会は、閉会中の所管事務調査事項について次のとおり申出することに決定した。

- (1) 地方創生について(総務企画課)
- (2) 国民健康保険事業について(住民課)
- (3) 除雪事業について(建設課)
- (4) 真狩高校の運営について(教育委員会)



議会活動

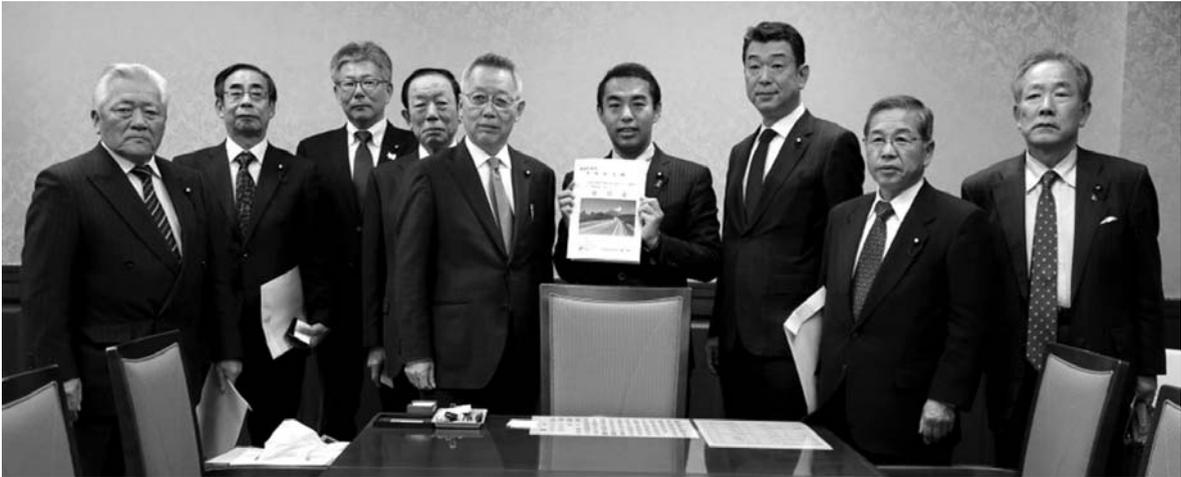
- 地方自治法施行70周年記念式典
- 後志町村議会議長会による北海道横断自動車道中央要望・都議会議場等視察
- 第61回町村議会議長全国大会

参加者：板敷伊佐夫議長

11月20日から22日の日程で、東京都内において左記の式典等に参加しました。

地方自治法施行70周年記念式典については、村長の行政報告をご覧ください。

11月21日には、後志町村議会議長会として、財務省、国土交通省、北海道選出国會議員に対し、北海道横断自動車道(黒松内～小樽間)の早期整備に関する要望活動を行い、後志における高規格道路の重要性について、政務官等に要望しました。



▲今枝財務大臣政務官に要望



▲都議会議場

11月22日には、NHKホールにおいて、第61回町村議会議長全国大会が開催され、北海道からは議長等202名、後志からは40名が参加しました。大会では、「東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議」、「地方創生の更なる推進に関する特別決議」など5件の要望決議と、36項目の要望を採択し、併せて第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会も開催されました。

午後からは、東京都議会を訪問し、委員会室、議場等の視察を行いました。



○議会運営委員研修会

参加者：板敷議長・向井副議長・
佐伯委員長・福田委員・陰能委員

11月28日から2日間の日程で、札幌市において議会運営委員研修会を開催し、北海道町村議会議長会 村川寛海事務局長に講師を依頼し、「議会の活性化と議会基本条例」について、研修を行いました。

昨今、多くの市議会では「議会基本条例」

を制定し、町村においても徐々に制定されている議会が出てくる中、その必要性・重要性について研修しました。「議会基本条例」は、議員の任期が変わっても、今行っている議会活動を継続して定着させるためには意味のあるものです。本村議会では、まだ基本条例を制定する段階ではありませんが、今後の議会の活性化を図る上で参考となる貴重なお話を伺うことができ、有意義に研修を終了しました。



平成29年度 議会報告会について

真狩村議会では、平成24年度から5年間、2月上旬に議会報告会を開催してきました。当初は議会活動の報告と参加者との意見交換、平成27年度・28年度は、委員会報告に併せ、後志総合振興局から地域政策部長を招き、「地方創生について」の講演をメインに、真狩村の持ち得る可能性について考える場として開催しました。

そのような中、現在、議会だよりの紙面充実を図っているところでもあり、本年度の議会報告会について、昨年12月の議員協議会で熟考したところ、報告会の「在り方・形」を改めて検討することになり、平成29年度は開

催を見送ることといたしました。今後は平成30年度の開催に向けて、「どのような形の報告会が良いのか」議員で協議を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。



- 平成29年
10月
27日 第3回臨時村議会
広報編集委員会
30日～31日
後志町村議会議長研修会
(札幌市、板敷議長出席)
- 11月
3日 自治功労者表彰式 (各議員出席)
11日 まっかり保育所発表会
(板敷議長出席)
11日～12日
全道女性議員協議会総会
(赤井川村、福田議員出席)
19日～22日
地方自治法施行70周年記念式典・
北海道横断自動車道に係る中央要
望・第61回町村議会議長全国大会
(東京都、板敷議長出席)
23日 中村代議士国政報告会
(倶知安町、板敷議長出席)
24日 後志広域連合議会定例会
(倶知安町、向井副議長出席)
28日～29日
議会運営委員研修会
(札幌市、板敷議長、議会運営委員出席)
- 12月
3日 倶知安町名誉町民・元倶知安町長
故宮下雄一郎様葬儀
(倶知安町、板敷議長参列)
5日～6日
決算特別委員会
7日 総務産業常任委員会

- 12日 議会運営委員会
細川たかし後援会真狩支部役員会
(板敷議長出席)
- 14日～15日
第4回定例村議会
20日 歳末特別警戒パトロール
(板敷議長ほか各議員出席)
- 22日 羊蹄山麓環境衛生組合議会定例会
(倶知安町、陰能・佐々木組合議員出席)
羊蹄山ろく消防組合議会定例会
(倶知安町、陰能・佐々木組合議員出席)
- 平成30年
1月
4日 商工会新年交礼会
(板敷議長・向井副議長出席)
7日 消防出初式 (全議員出席)
8日 真狩村成人式 (全議員出席)
11日～12日
羊蹄山麓町村議会正副議長会定期
総会
(札幌市、向井副議長出席)
22日 後志女性議員協議会総会
(倶知安町、福田議員出席)
24日 広報編集委員会

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を送ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。ご理解をお願いします。

編集後記

昨年は、真狩高校生の活躍が非常に注目された1年ではなかったかと思われま。表紙写真のように、真狩高校開校以来の快挙となる、農業クラブ全国大会意見発表で最優秀賞・農林大臣表彰を受賞したり、3年連続、受験者全員が製菓衛生師国家試験に合格したりと、新聞紙上でも記事を取り上げていただき、村民として非常にうれしく、誇らしく思います。今年も真狩高校が開校70年という節目を迎えるそうですが、今後も様々な分野での活躍を期待するところです。ただ、卒業後に真狩村内に残る生徒が少ないようですので、雇用の場の確保など、村としての施策も急がれるのではないかと思います。

さて、議会だより163号をお届けします。平成29年第4回定例会、平成29年第3回臨時会を中心に編集しました。今年も議会の情報をわかりやすく皆様にお伝えしていくよう努めますので、よろしく願いいたします。

■発行責任者

議 長／板敷伊佐夫

■広報編集委員会

委 員 長／向井 忠幸

副委員長／佐伯 秀範

委 員／陰能 裕一

委 員／佐々木義光